|  |
| --- |
| 就 業 規 則 |

株式会社　○○○○

|  |
| --- |
| **就業規則** |

　株式会社○○○○に勤務する従業員に関する就業規則は、下記の通りとする。

**第一条　　給料の計算方法及び、支給日に関する事項**

　１．給料は、基本給の他に、必要に応じて、諸手当を支給する場合がある。

　２．給料の計算期間は毎月１日から月末までとし、支給日は毎月末とする。

　３．給料の見直しは、４月頃行うものとする。

**第二条　　賞与の計算期間及び、支給日に関する事項**

　賞与は、支給日現在に在職する者に対し基本給を基礎に算定し、次の要領にて支給する。金額は業績により決定する。

　（１）夏の賞与

　　　　当年１月から当年６月までの期間に対応する分を当年７月中に支給する。

　（２）冬の賞与

　　　　当年７月から当年１２月までの期間に対応する分を当年１２月中に支給する。

**第三条　　退職金に関する事項**

　　　従業員が自己都合により退職したとき又は定年の年齢に達したときに支給する。ただし中小企業退職共済に加入し、同共済からの退職金をもって当社からの退職金とする。

**第四条　　休日に関する事項**

休日は、毎週土曜・日曜日及び祭日とする。

**第五条　　有給休暇に関する事項**

　１．有給休暇は、次の要領で与える。

会社は就職日以降６カ月継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した者に対し、６カ月経過日から１年間の間で１０労働日の年次有給休暇を付与する。その後、前年度全労働月の８割以上出勤した者に対して、継続勤務１年につき１日（２年６カ月を超える継続勤務１年につき２日）を加えた日数を付与する。

雇い入れ後６カ月１０労働日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 継続勤務年数 | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5年以上 |
| 年休付加日数 | 10 | 11 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20日 |

２）取得しなかった年次有給休暇は、次年度に限り、繰り越すことができる。

３）年次有給休暇中の賃金は通常の賃金を支払う。

**第六条　　特別無給休暇に関する事項**

　１．下記に該当する場合、特別無給休暇を与える。

　　（１）病気、その他これに準ずるとき

　　　　　　病気、その他これに準ずるとき、雇用主が認めた期間

　　（２）その他

　　　　　　従業員が希望し雇用主が認めたとき、雇用主が認めた期間。

　２．特別無給休暇の取り扱い

　　（１）特別無給休暇の届出

　　　　　　特別無給休暇は、事前に届け出るものとする。

　　（２）特別無給休暇の有給休暇との相殺

　　　　　　特別無給休暇は、事務所職員の希望により有給休暇と相殺してもよいものとする。

　　（３）特別無給休暇が認められないとき

　　　　　　特別無給休暇が認められないときは、無断欠勤とする。

**第七条　　慶弔に関する事項**

　　　　①従業員の病気療養が１カ月以上に及ぶとき、１万円～５万円をもって見舞いとする。（療養期間等により判断）

　　　　②従業員が結婚したとき、３万円から５万円をもって祝儀とする（勤続年数により判断）

　　　　③従業員が出産したとき、３万円をもって祝儀とする。

　　　　④従業員が死亡したとき、１万円をもって香料とする。

　　　　⑤従業員の配偶者または１親等以内の親族の死亡の時、３万円、２親等以内の家族の死亡の時、１万円をもって香料とする。

　　　　⑥火災・風水害などの場合は、そのつど協議の上決定するものとする。

　　　　⑦その他、必要に応じてそのつど協議の上決定するものとする。

**第八条　　退職、解雇に関する事項**

１．定年

　　　　　定年は、３月３１日現在、満６５才になったものとする。ただし、本人が希望する場合は定年後も継続して雇用する場合がある。

　２．当社の退職は、下記の場合に認めるものとする。

　　　　①退職を願い出て承認されたとき。ただし、退職を願い出た時より、三ヶ月を経過したときには、退職願が承認されたものとする。

　　　　②死亡したとき。

　　　　③定年のとき。

　３．下記の場合は解雇とし、退職金は支給しないものとする。

　　　　①当社の品位を著しく傷つけたとき。

　　　　②勤務成績が不良で、就業に適しないと認められたとき。

　　　　③無断欠勤したとき。

　　　　④誓約書に違反したとき。

　　　　⑤刑法その他、法令に違反したとき。

　　　　⑥退職を願い出て承認されなかったとき。

**第九条　　その他**

　この就業規則に記載のない場合には、労働基準法によるものとする。

**第十条　附則**

　この就業規則は平成●×年△月□○日より実施する。